

6 知って得する！その他の制度について

「育児休業を取得したい」といった労働者の意向もかなえたい、しかし使用者として事業継続が不安。どうやって労働者を後押ししたらいいかわからない。「働き方改革」を推進したい。

そんな使用者の方々のための様々な助成金制度がありますので、活用しましょう。

※掲載の内容については、令和3年度(2021年度)のものになります。
終了している場合もありますのでご了承ください。



Q1. どんな制度がありますか？

厚生労働省より、事業主向けの助成金制度があります。例えば、

- ◆男性の育児休業等取得推進に取り組む 両立支援等助成金（出生時両立支援コース）
- ◆中小企業が仕事と介護の両立支援に取り組む 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）
- ◆中小企業が労働者の円滑な育児休業取得・職場復帰に取り組む 両立支援等助成金（育児休業等支援コース）
- ◆300人以下の中小企業が女性が活躍しやすい職場環境を整備し、目標を達成する両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）
- ◆中小企業が不妊治療のための休暇制度等を利用しやすい雇用環境整備に取り組み、不妊治療を受けている労働者に休暇制度等を利用させる両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

など、様々な助成制度があります。詳しい情報は、次ページのQRコードよりチェックしましょう！

Q2. 大阪府のサポートはありますか？

「働き方改革」と聞くと、あなたはどう感じられますか？何を思い浮かべますか？
なんだか難しそうな取組み、自社には関係ない、大企業がやるもの、といったイメージはないでしょうか。

では、「業務効率化」、「人材確保」、「社員の健康増進」、「魅力ある企業づくり」にご興味はありませんか？

もしも、“これらが「働き方改革」を通してなら実現できるのです”と言ったら、どうでしょうか。